

三原市立大和認定こども園機械警備業務仕様書

この仕様書は、発注者及び受注者が相互に協力し、信義を守り、施設、財産を保護するための警備業務が円滑に遂行されるための大要を示すものであり、実状に応じて本仕様書に記載のない事項及び定めのない事項についても、法令その他の慣習に従うほか、両者が協議して決定するものとする。

1 委託業務名

三原市立大和認定こども園機械警備業務

2 対象施設

名称 三原市立大和認定こども園

所在地 広島県三原市大和町下徳良697番地2

対象範囲 別紙配置図参照

3 契約期間 契約締結日から令和11年3月31日まで

4 履行期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)

5 業務の内容

(1) 警備方式

三原市立大和認定こども園(以下「こども園」という。)の警備業務を機械警備により行うものとする。

※機械警備業務とは、警備業法第2条第5項に定義されるもので、警備業務対象施設に設置した警備業務用機械装置が感知した信号を受注者の基地局(機械警備業務に係る受信機器の設置された警備業務対象施設以外の施設)に設置する受信機器へ送信し、その受信機器の表示により警備員が警備業務対象施設へ急行し、警備業務に当たることをいう。

(2) 警備体制

警備業法第43条(即応体制の整備)に基づく広島県公安委員会規則(警備業法施行細則第3条)により、発報受信から25分以内に警備員を警備業務対象施設に到着させることができ、かつ、他の施設と発報が重複した際にも同様に対応できる警備体制が整備されていること。

①通常業務時

(ア) 受注者がこども園内に警報装置を設置し、各種感知器及び発注者の設備等からの異常信号を、受注者の監視センター(以下「センター」という。)へ送信する。

(イ) センターでは監視員が警報受信装置を常時監視するとともに、こども園からの異常信号に対応して、受注者の機動隊員(以下「隊員」という。)との連絡を保持する。

(ウ) 異常信号受信等の連絡を受けた隊員はセンターとの連絡を保持しつつこども園に急行し、異常信号等の原因を確認するとともに、必要に応じて関係機関、発注者及び発注者の指定する連絡先に通報、報告する。

②火災発生時

(ア) こども園内に火災が発生した場合、こども園内に設置した通報装置により、通信事業者等の回線を経て、火災通報信号をセンターへ送信する。

(イ) センターで火災通報信号を受信したときは、受注者は速やかに隊員を業務対象へ急行させ火災を確認した後、発注者にかわって直ちに関係機関に通報する。

但し、受注者は電話等により発注者の火災を確認できたときや、業務対象が火災の即時通報承認対象物の場合は、直ちに発注者及び関係機関に通報する。

(ウ) 前項のいずれのときにおいても、業務対象に到着した隊員が火災を確認した場合には、被害の拡大防止に努める。

特記事項

発注者並びに受注者は、委託業務の円滑な遂行を図るため、次の事項について協力及び遵守することに努める。

1. 貴重品の金庫等への収納

発注者は、こども園を退去するときは、現金、有価証券などの貴重品を、金具等で固定された持ち出し困難かつ堅牢な金庫に入れ、鍵及びダイヤルで施錠したうえ、鍵やダイヤル表は持ち帰る。

2. 物品の屋外放置

屋外に放置（野積）された物品は、盗難のおそれや火災の原因ともなるうえ、侵入の足場として利用されることもあるので、極力撤去するか倉庫等屋内に移動する。

3. 警報機器周辺の管理

発注者は、警報機器の周辺に油や紙類等の可燃物あるいは腐食の原因となるものを置かない。また、感知器等の周辺には、感知を妨げるような遮蔽物を置かないよう管理する。

4. 鍵等の預託

業務実施に必要な鍵（カード含む）は、発注者・受注者相互に預託し、それぞれの責任において厳重に取扱い保管する。

5. 警備操作鍵等の管理

発注者並びに受注者は、不正な警備操作を防止するために、警備操作用の鍵、カード、又は暗証番号に対する管理を厳重に行うものとする。

6. 緊急連絡者の指定

発注者並びに受注者は、あらかじめ緊急連絡者を指定し、その名簿を作成し、相互にこれを所持する。緊急連絡者を変更する場合双方速やかに変更内容の連絡をするとともに、名簿の変更を行う。

7. 警備開始時

- ①最終のこども園退去者は、防火・防犯・設備・その他の事故防止上必要な措置を行い、警報装置の確認ランプにより各警報機器の正常な作動状態を確認する。
- ②警備操作器が屋内に設置されている場合には、警備開始の操作を行い、警備開始状態を確認したあと、こども園出口を確実に施錠し所定の時間内に施設を退去する。
- ③警備操作器が屋外に設置されている場合には、こども園出口を確実に施錠したあと警備開始の操作を行い、警備開始状態を確認する。

8. 警備終了時

- ①最初にこども園に入る者は、屋内に警備操作機が設置されている場合は、所定の

時間内にその操作器を操作し警備解除の状態を確認する。

②屋外に警備操作機が設置されている場合には、こども園に入る前に操作器を操作し、警備解除の状態を確認する。

9. 警備実施中の施設利用

発注者が、警備実施中にこども園に入る場合は、必ず警備操作器を操作して警備解除の状態を確認した後施設を利用するものとする。また、その間は発注者の責任においてこども園を管理するものとする。

10. 事故報告

受注者は、事故発生の際、6の規定に従い速やかに口頭で発注者に報告するとともに、後日書面をもって報告する。

11. 事前通知

発注者は、こども園出入口の鍵や、こども園の造作やレイアウト等の変更を行う場合は、事前に受注者に通知する。

12. 連絡義務

発注者は、感知器及び警報機器に損傷あるいは異常を発見した場合は、直ちに受注者に連絡する。

13. 業務上の電話使用

発注者は、受注者が業務遂行上必要な範囲に限り、こども園内に設置される発注者の電話を使用することを承諾する。

14. 警報装置の保守点検及び修繕

こども園に設置された受注者の警報装置の機能については、受注者又は受注者の指定する者が適宜保守点検を行う。ただし、この場合発注者に対し保守点検の実施を事前に通知するものとする。また、点検により警報装置に修繕等の必要が認められた際は、受注者が責任を持って行う。

15. 現状復帰

この契約が完了したとき、発注者が必要と認める場合は、受注者は、遅滞なく警備機器類を撤去すること。この場合において、警備機器類取り付けのために開けた穴、その他の部分についても、原状に復するものとし、それらの費用は、受注者の負担とする。